

こども子育て条例を制定しました。

市では、こども家庭庁の「こどもまんなか社会」の実現に向けた取り組みに賛同し、令和6年2月に「こどもまんなか応援サポーター宣言」を行いました。このたび、同社会の実現に向けて、子育て応援プロジェクトの柱となる「こども子育て条例」を4月1日に制定しましたので、今月は同条例の概要についてお知らせします。

【問合せ先】健康・子ども課子育て支援係（10番窓口 / 電話26・2237）

こども子育て条例の制定

本市で暮らす全てのこどもが、伸び伸びと学び、健やかに成長できる地域社会の実現を目指すため、こども子育て支援の基本的な考え方や子育てを応援していく機運を醸成することを目的に「こども子育て条例」を4月1日に制定しました。

本条例では、「地域の宝」である全てのこどもが地域社会の一員として、人権が尊重され、郷土への誇りを抱ける地域社会をつくるため、基本理念を下記【表1】のとおり示すとともに、市や保護者、市民、学校、事業者のそれぞれが担うべき役割を下記【表2】のとおり定めました。

本市に関わる人と人が、互いにつながりを深めながら、総合的な支援や権利の保障、子育て環境の充実を目指すため、みなさんの理解と協力をお願いします。

▼条例の全文はQRコードから



【表2】地域社会全体の役割

市	・関係機関と連携し総合的な施策を計画的に推進します。 ・地域社会全体の連携および協働が図られるよう必要な措置を講じます。 など
保護者	・成長および発達に応じた養育を行うよう努める。 ・豊かな人間性および社会性を身につけて成長していくため、より良い家庭環境をつくるよう努める。 など
市民など	・健やかに遊べる場の提供を積極的に行う。 ・安心して暮らせる地域づくりを行う。 など
学校など	・こどもが主体的に学び、育つことができるよう努める。
事業者	・保護者が仕事と子育てを両立できるよう就労環境の整備に努める。 など

【表1】基本理念

- あらゆる分野においてこどもの継続的かつ重層的な支援を行います。
- こどもの思いや意見を尊重し、年齢および成長に応じた利益が受けられるよう配慮します。
- 安心してこどもを生み育てることができる環境を確保します。
- 差別や虐待などを受けることがないよう、こどもの人権を尊重します。



▼「市長×市職員×中高生タウンミーティング」の様子



【タウンミーティング】



【パブリックコメント】



条例の制定にあたっては、昨年11月に市内の中学校・高校に通う生徒を集め開催した「市長×市職員×中高生タウンミーティング」やパブリックコメントに寄せられた意見なども参考に制定しました。

条例の制定にあたって